

福岡県医発第 87号(地)
平成20年 4月11日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

介護保険制度における「主治医意見書」の取扱いについて（協力依頼）

要介護認定につきましては、介護保険法第27条に基づき、保険者（市町村）は申請から30日以内に認定審査の結果について申請者に通知しなければならないということは、周知の事実でございます。

しかしながら、現状では、要介護認定に必要な主治医意見書が期限内に提出されないことがあるために、認定審査が迅速に実施できず、やむなく申請者に対して「延期通知書」を送付せざるを得ないケースが多数発生し、認定事務に支障をきたしているということが起こっております。

つきましては、介護認定にかかる迅速な主治医意見書の記載提出に努めていただきますよう福岡県介護保険課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
廣瀬真恵
会長 丸山 泉

19介第 5445号

平成20年3月25日

(社) 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部長
(介護保険課)



介護保険制度における「主治医意見書」の取扱いについて（協力依頼）

日頃より、介護保険制度の円滑な推進に御理解、御協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、要介護認定につきましては、介護保険法第27条に基づき、保険者（市町村）は申請から30日以内に認定審査の結果について申請者に通知しなければならないとされているところです。

しかしながら、現状では、要介護認定に必要な主治医意見書が期限内に提出されないことがあるために、認定審査が迅速に実施できず、やむなく申請者に対して「延期通知書」を送付せざるを得ないケースが多数発生し、認定事務に支障を来しているとの意見が保険者から寄せられているところです。

つきましては、保険者への提出が遅れる理由については様々な理由があるかと思いますが、介護認定に係る主治医意見書の記載提出について、保険者が指定する期日までに提出に努めていただきますよう、貴会の会員の皆様方への周知について御配慮方、よろしく願いいたします。